



あての木園 短期入所センター (介護予防・介護保険)

■ 問い合わせ・見学のご希望の方は
〒929-2378

石川県輪島市三井町小泉上野2番地

☎(0768)26-1661

☎(0768)26-1751

メール: atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

HP: <http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>

運営主体 : 社会福祉法人輪島市福祉会

(当センターは特別養護老人ホームあての木園の空床利用の短期入所です)

■ 法人理念「尊厳」「共生」「向上」

■ 私たちの基本理念

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会と共に自立した生活を営むことができるように支援します

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります

■ 私たちの基本方針

1. 超高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境の変化、介護保険制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、当法人の役職員が社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識し、介護者としての本旨にたちかえり高齢者福祉の進展に寄与します
2. 地域の方々の社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスに努めます
3. 個人の尊厳を保持しつつ、介護サービスが「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるよう努めます
4. すべての役職員は、倫理・理念を遵守し、専門性を高め、地域の一員として社会福祉の充実を目指します

■ 施設の概要

開設年月日 : 昭和 61 年 4 月 1 日

定員 : 特別養護老人ホームあての木園の空床利用

居室の種類等 : 個室6室、2 人部屋【9室】、4 人部屋【19 室】

設備の種類 : 食堂、談話コーナー、喫茶コーナー、機能回復訓練室、特別浴室(臥床式浴槽・座位式浴槽)、個浴室(檜風呂・個浴槽)、医務室・看護室、サービスステーション、静養室、相談室

■ 苦情受付 責任者:施設長 苦情やご相談は専用窓口で受付けします

■ 個人情報の保護に関する方針

利用者に安心の施設生活をお送りいただけるよう日々努力を重ねております。「個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。当施設では、プライバシー保護マニュアルを定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について: 当施設が利用者の個人情報を収集する場合、介護にかかる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、了解を得た上で実施します。
2. 個人情報の利用及び提供: 当施設は、利用者の個人情報の利用につきましても以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用しません。当施設は、法令の定める場合等を除き、利用者の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。
3. 個人情報の適正管理について: 当施設は、利用者の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、利用者の個人情報の漏洩、紛失、改ざん又は利用者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
4. 個人情報の確認・修正等について: 当施設は、利用者の個人情報について利用者が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、この「プライバシー保護マニュアル」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。
5. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善: 当施設は、個人情報の保護に関する法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報の仕組みの継続的な改善を図ります。

■ 短期入所生活介護とは、特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。一定期間、介護から解放される利用者家族にとっても、自分の時間を持つことができ介護負担の軽減を図ることもできます。また利用者家族

の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時に役に立ちます。

■介護予防短期入所生活介護とは、特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。一定期間、介護から解放される利用者家族にとっても、自分の時間を持つことができ介護負担の軽減を図ることもできます。また利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時に役に立ちます。要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように支援します。

■短期入所を利用するにあたり

- 1)利用時間及び帰宅時間は10時から15時の間にお願いします(送迎サービスが必要な場合は担当の介護支援専門員にご相談下さい)
- 2)利用される利用者は、住み慣れた家を離れ、センターで数日過ごされるので利用当日は、ご家族も緊張し少し不安な気持ちになるかと思います。付き添ってこられる方は時間の許す範囲で暫く一緒にいて下さるようお願い致します
- 3)当センターは病院が併設されておりませんので利用中、何らかの異常が起こった場合には、ご家族に連絡し主治医に指示を頂いて処置をしますが、緊急の場合には当施設の協力医療機関や嘱託医師に連絡し、指示を仰ぐ場合がございます。ご了承下さい

■急変時の医療提供の方針

嘱託医及び協力医療機関、協力歯科医療機関との契約をしており、緊急やむを得ない場合に対しては、嘱託医及び協力医療機関、協力歯科医療機関の診療を受けて頂くこととなります。

利用者の病状の悪化や急変時等の緊急事態に対して、利用者又は契約者及び家族等との話し合いや要請等に応じて、当事業所の看護師と連携の上かかりつけ医や嘱託医師等の派遣、救急車要請又は事業所の専用車両等において、かかりつけ医療機関、協力医療機関へ時間外診療や協力医療機関へ緊急入院の措置を行います。

■併設型短期入所生活介護費

※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	6,030円/日	6,720円/日	7,450円/日	8,150円/日	8,840円/日
連続61日以上利用した場合	5,730円/日	6,420円/日	7,150円/日	7,850円/日	8,540円/日

■加算

※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

区 分	利 用 料 金
身体拘束廃止未実施減算	1%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	1%減算
業務継続計画未策定減算	1%減算
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円/月
専従の機能訓練指導員を配置している場合	120円/日
個別機能訓練加算	560円/日
看護体制加算(Ⅰ)	40円/日
看護体制加算(Ⅱ)	80円/日
医療連携強化加算	580円/日
看取り連携体制加算	640円/日 ※死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1日
夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)	130円/日
夜勤職員配置加算(Ⅲ)(Ⅳ)	150円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円/日
若年性認知症利用者受入加算	1,200円/日
利用者に対して送迎を行う場合	片道につき1,840円
緊急短期入所受入加算	900円/日 ※7日
口腔連携強化加算	500円/月
療養食加算	80円/回
在宅中重度受入加算	4,210円/日 ※看護体制加算(Ⅰ)を算定

在宅中重度受入加算	4,250円/日※看護体制加算を算定していない場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	30円/日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	40円/日
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1,000円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)□	17.6%を加算

■介護予防短期入所生活介護費

※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

要支援区分	要支援1	要支援2
利用料金	4,510円/日	5,610円/日
連続61日以上利用した場合	4,420円/日	5,480円/日

■加算

※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

項目	利 用 料 金
身体拘束廃止未実施減算	1%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	1%減算
業務継続計画未策定減算	1%減算
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円/月
機能訓練体制加算	120円/日
個別機能訓練加算	560円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円/日
若年性認知症利用者受入加算	1,200円/日
利用者に対して送迎を行う場合	片道につき1,840円
口腔連携強化加算	500円/回
療養食加算	80円/回
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	30円/日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	40円/日
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1,000円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円/日
介護職員等処遇改善加算	17.6%を加算

■介護保険負担限度額認定証に記載してある負担限度額にしたがって、ご負担いただきます

区分	食事の負担限度額	居住費又は滞在費の負担限度額	
		従来型個室	多床室
第 1 段 階	300円/日	380円/日	0円/日
第 2 段 階	600円/日	480円/日	430円/日
第 3 段 階 ①	1,030円/日	880円/日	430円/日
第 3 段 階 ②	1,360円/日	980円/日	530円/日
基 準 費 用 額	1,575円/日	1,291円/日	975円/日

※一食ごとの食事負担額

朝食	440円	昼食	560円	夕食	575円
----	------	----	------	----	------

■全館のご案内 Information

